

下田総合庁舎 定例記者懇談会資料

令和5年11月22日

賀茂地域局

次回の定例記者懇談会
令和5年12月22日(金)
午前9時30分から
会場：賀茂キャンパス

目 次

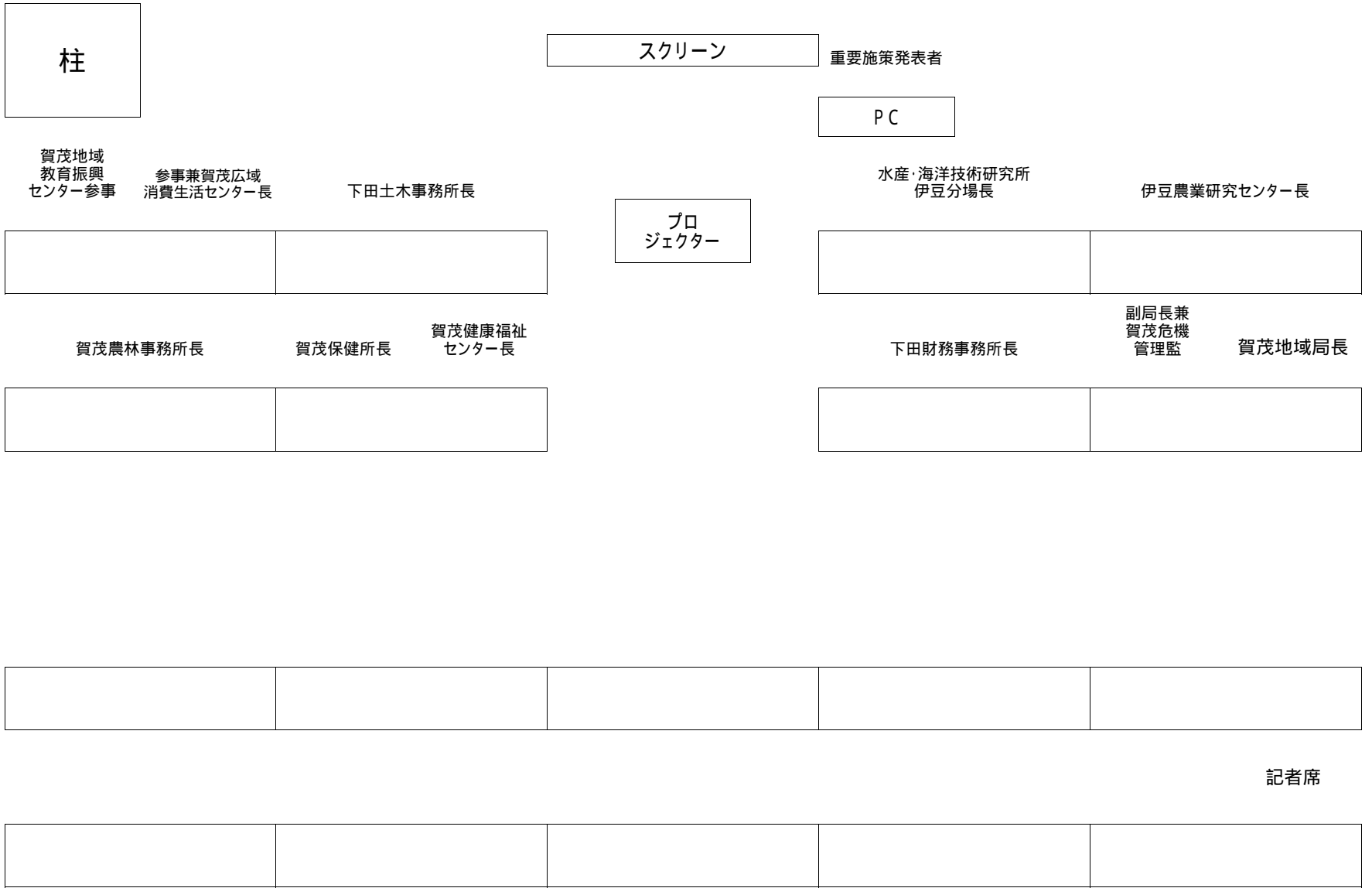
重要施策発表	
障害者差別解消法について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(賀茂健康福祉センター)
12月の行事予定	
行事予定表・・・・・・・・・・・・・・・・	9
Uターン カモスマが12月5日に出前講座を実施します！	
～「賀茂地域で輝く大人」紹介事業「賀茂のカリスマ」(カモスマ)第3弾～	11
	(賀茂地域局地域課)
賀茂キャンパス活用プログラム「静岡県立大学 社会人講座」第33回講座	13
	(賀茂地域局地域課)
令和5年度静岡県地域防災訓練の実施・・・・・・・・	15
	(賀茂地域局危機管理課)
軽油引取税に係る自動車用燃料の路上抜取調査結果について	17
	(下田財務事務所)
マーガレットとローマカミツレの交配による世界初の雑種品種を育成	18
	(伊豆農業研究センター)
年末年始における道路工事の抑制について	19
	(下田土木事務所)
くらしに役立つ県民講座・・・・・・・・	22
	(賀茂広域消費生活センター)
消費者被害防止月間 街頭キャンペーン	23
	(賀茂広域消費生活センター)

定例記者懇談会構成員名簿

	役職名	氏名
1	賀茂地域局長	しらとり みちひろ 白鳥 満啓
2	賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	ぬまの かつし 沼野 克史
3	伊豆観光局長	いちかわ けん 市川 顯
4	下田財務事務所長	かみや あきよし 神谷 明良
5	賀茂健康福祉センター所長	すずき ふじお 鈴木 藤生
6	賀茂健康福祉センター医監兼賀茂保健所長	ほんま よしゆき 本間 善之
7	賀茂農林事務所長	もろた りょう 諸田 僚
8	農林技術研究所伊豆農業研究センター長	たねいし もとひろ 種石 始弘
9	水産・海洋技術研究所伊豆分場長	よしかわ やすお 吉川 康夫
10	下田土木事務所長	とつか ひろふみ 戸塚 博文
11	賀茂広域消費生活センター所長	くらしま ひろあき 倉島 浩彰
12	賀茂地域教育振興センター参事	つちや かずみ 土屋 一巳
13	賀茂地域局次長兼地域課長	しらつち たつお 白土 達夫
14	賀茂地域局参事兼危機管理課長	すずき かなめ 鈴木 要

賀茂地域定例記者懇談会 座席表

(下田総合庁舎別館 2階 賀茂キャンパス)



次長兼
地域課長
参事兼
危機管理課長

出入口

記者席

障害者差別解消法について

令和5年11月22日
賀茂健康福祉センター

賀茂健康福祉センターです。
本日は、改正施行が来年度に迫った障害者差別解消法について
説明いたします。
よろしくお願いいたします。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否

【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

努力義務

令和3年法改正で義務化(令和6年4月1日施行)

【例1】携帯スロープで補助

【例2】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



具体的
対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
 (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

* 障害者差別解消法の改正について

附則第7条の施行3年後の検討規定を踏まえ、令和元年より見直しの検討を実施。事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化や、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置（相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等）を内容とした改正障害者差別解消法が令和3年に成立した。（施行期日：令和6年4月1日）

< 今回の障害者差別法改正のポイント > 令和6年4月1日施行

	行政機関等	事業者
障害を理由とする不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 義務

我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

平成28年施行の「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、その理念を明文化し、行政機関等及び事業者に、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求め、その実践を通じ「共生社会」を実現することを目的としています。

なお、法で「障害者」というのは、障害者手帳の有無は問わず、身体に障害のある人、知的障害のある人、そして発達障害や高次脳機能障害のある人を含む精神障害のある人だけでなく、心や体のはたらきに障害がある人で、その障害や社会の中にあるバリア（人と人とを隔てる社会的障壁）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人・こどもの全てを含みます。

さて、この「障害者差別解消法」が、施行後5年と経たない令和3年に早くも改正され、令和6年4月から施行されることとなりましたが、改正の最大のポイントは、法制定時には行政機関等だけに課されていた、障害のある人に対して合理的配慮を提供することが、事業者にも義務化されることです。

ここで「事業者」とは、商業その他事業を行う企業や団体、店舗のほか、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思を持って行うものことで、個人事業主やボランティア活動グループも含まれます。

なお、県は「障害者差別解消法」の改正に合わせ、相談員の配置や、紛争解決体制、県民会議の設置等を盛り込んだ「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を平成29年に施行していますが、法改正と同じタイミングで改正施行する予定です。

「不当な差別的取扱い」とは

- 行政機関等と事業者は、障害者に対して、**正当な理由なく**、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつける
 などにより、障害者の権利利益を侵害すること（**不当な差別的取扱い**）が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

具体例



注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

正当な理由がある場合

- 「**正当な理由**」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない
- 「**正当な理由**」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要**

それでは、実際の法律の内容について見ていきます。

まず「不当な差別的取扱い」についてですが、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

例えば、障害のある方がお店にやってきたときに、保護者や介助者がいないことを理由に、入店を断ったり、障害のある人に対するサービスの質を、そうでない人へのサービスと比べて一律下げたり、サービスを設定していないと説明して対応しないといったことが「不当な差別的取扱い」に該当します。

なお、そうした取扱いでも、正当な理由がある場合、すなわち、客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「不当な差別的取扱い」にはなりません。

例えば、実習を伴う講座の主催者が、実習に必要な作業の性質上、具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対して、当該実習とは別の安全な実習を設定するのは、「不当な差別的取扱い」には該当しません。

いずれにしても、誤解されやすいため、正当な理由があると判断した場合は、障害のある人に対し、その理由を丁寧に説明して、理解を得るよう努めることが望まれます。

「合理的配慮の提供」とは

第8条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

※令和6年4月1日以降の条文

※各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定
 ※代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの

社会的障壁の例	
①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

合理的配慮の留意事項
事務・事業の目的・内容・機能に照らし、
①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

具体例 注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

1



段差がある場合に、スロープなどで補助する

2



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

過重な負担の判断
個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要
①事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
③費用・負担の程度
④事務・事業規模
⑤財政・財務状況

続いて「合理的配慮の提供」について説明します。

健常者は、日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等を簡単に利用できますが、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合は、そのバリア(社会的障壁)を取り除く必要があり、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

具体的には、行政機関等や事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障害のある人から、それらの社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な配慮を提供することが求められています。

「合理的配慮」の例としては、例えば、イベント会場での障害者からの移動支援を求める申出に対して具体的な支援の可能性を検討せず、「何かあったら困る」という抽象的な理由で断ったり、オール自由席のセミナーの主催者が、弱視の障害者から、スクリーンがよく見える席での受講希望の申出があったとき、事前の座席確保等の対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で断ったりするのが該当します。

なお、合理的配慮は、障害のある人が健常者と同等の機会の提供を受けるために行うもので、本来の業務に付随し、行政機関・事業者の事務・事業の目的や内容、機能の本質的な変更には及ばないという3つの留意点があり、例えば、発信者側からの一方通行の形でのみのオンライン講座だけを実施する事業者が、障害のある人から「オンラインで視聴するのみの受講では理解が難しい」として対面での個別指導を求められた場合に、そのとおり対応することは、事業の本来目的・内容とは異なる上、対応する人的・物的体制を有していないとして、求められた対応を断るのは、合理的配慮提供義務違反には当たらないこととなります。

「建設的対話」とは

(改定基本方針)

建設的対話に当たっては、**障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要**である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取り組み等を対話の中で共有する等、**建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる**



障害者からの申し出への対応が難しい場合でも、建設的対話と相互理解を深めることで、**目的に応じた代替手段**を見つけることが可能となる。

建設的対話の例

事業者
(習い事教室)



うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置には工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、と言っておきます。

障害者の保護者
(発達障害)



「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と行政機関や事業者が話し合い、お互いの考えや状況について理解し合いながら共に対処案を検討していくことが重要であり、この双方の話し合いのことを「建設的対話」と言います。

「建設的対話」をおろそかにすると、事業者側が一生懸命、配慮の行為を行ったとしても、障害のある人の求めていたこととは相違し、行為が無駄になってしまう可能性もあります。

障害のある人からの申出への対応が困難な場合でも、障害のある人と行政機関や事業者の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて、代替りの手段を見つけていくこともできます。

また、配慮を行う側は、障害のある人のため、特別はことをしてあげていると感じることも多いかと思いますが、その配慮は、行政機関も事業者も、実はそのサービス提供という目的達成のための一環であるので、結局自身のための行為であるとも言えます。

障害のある人から、配慮を求められたときは、いろいろ難しく考えることは脇に置いておいて、まずは、相手の意見に耳を傾け、双方で対話することを始めるのが、結果として解決への早道だと思います。

建設的な対話に向けて

6

対話の際に避けるべき言葉

合理的配慮の提供等事例集（内閣府障害者施策担当）
2023.4発出

「前例がありません」

障害者差別解消法が施行されており、前例がないことは断る理由にならない。

「特別扱いできません」

特別扱いではなく、障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整える。

「もし何かあったら」

漠然としたリスクで断る理由にはならない。どのようなリスクが生じ、そのリスク軽減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要がある。

「その障がい種別なら」

適切な配慮がそれぞれで異なるため、一括にしないで検討する必要がある。

◎ **相手の発言を傾聴して、受止め、気持ちを理解**しましょう

◎ **建設的な対話に努め**ましょう

最後に、建設的な対話に向けて、内閣府から示されている「対話の際に避けるべき言葉」を紹介します。

一つ目です。

合理的配慮の提供は、個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。障害者差別解消法が施行されている今、「前例がありません。」というのは断る理由にはなりません。

二つ目です。

障害のある人が、健常者と同じようにサービスを楽しみたいというのは、特別なことではありません。その期待に応え、社会的障壁を取り除くのは当たり前のことですので、「特別扱いできません」と言うのは気をつけましょう。

三つ目です。

合理的配慮を、漠然としたリスクがあるというだけでは断る理由になりません。双方で建設的な対話をしてリスク回避や軽減について検討する必要があります。「もし何かあったら」といって検討もせず責任回避するのはやめましょう。

四つ目です。

同じ障害でも、程度などによって、必要な配慮は一人ひとり異なります。相手のことを対話で理解することをしないまま、自分の先入観や思い込みで一括りの対応とってしまうのではなく、個別に障害のある人の意見を聴き、配慮を仕方を検討する必要があります。

常に建設的な対話に努め、相手の発言に耳を傾け、受け止め、気持ちを理解することを心がけていくことが大切です。

ご静聴ありがとうございました。

賀茂健康福祉センター

障害者週間街頭キャンペーンの実施について

(賀茂健康福祉センター)

(目的)

12月3日から9日までの「障害者週間」()において、障害者に対する県民の正しい理解と認識を深めつつ、障害者の福祉増進を図るため、関係団体と協力し、広範な啓発活動(街頭キャンペーン)を行う。

障害者基本法(平成16年6月改正)により、毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められている。

(概要)

1 日時・会場

会場	日時	場所
下田市	令和5年12月4日(月) 午前10時から午前11時まで	東急ストア下田とうきゅう (下田市東本郷1丁目2-1)
河津町	令和5年12月4日(月) 午後3時から午後4時まで	マックスバリュエクスプレス河津店 (賀茂郡河津町浜93-5)

両会場とも配布物がなくなり次第、終了する。

2 参加人数

両会場で計10名程度

3 主催

静岡県賀茂健康福祉センター・下田市福祉事務所

4 協力団体(予定)

東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
下田市社会福祉協議会			賀茂郡社会福祉協議会	
下田市身体障害者福祉会			下田市手をつなぐ育成会	
あしたば会			あしたば作業所	
伊豆つくし会			オリブ	
さしだ希望の里			すぎのこ作業所	
南伊豆地域生活支援センターふれあい			ワークあおぞら	
ワークショップマナ			東伊豆ワークセンター	

5 配布物

障害のある人が働く事業所(就労支援B型事業所等)の通所者が製作した製品

担 当 福祉課 福祉こども班
電話番号 0558-24-2055

行事予定表（令和5年12月分）

日	曜日	賀茂地域局	下田財務事務所	賀茂健康福祉センター	賀茂農林事務所	下田土木事務所
1	金					
2	土					
3	日	静岡県地域防災訓練				
4	月			障害者週間街頭キャンペーン 10:00～11:00 東急ストア下田とうきゅう 15:00～16:00 マックスバリュエクスプレ ス河津店		
5	火	カモスマ出前講座 14:35～15:25 熱川中学校				
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金	観光人材育成のための社会人講座 13:30-15:00賀茂キャンパス				
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金	定例記者懇談会 9:30～ 賀茂キャンパス				
23	土					年末年始工事抑制期間 12/23～1/3まで
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

行事予定表 (令和5年12月分)

日	曜日	農林技術研究所 伊豆農業研究センター	水産・海洋技術研究所 伊豆分場	賀茂広域 消費生活センター	賀茂地域 教育振興センター	伊豆観光局
1	金					
2	土					
3	日					
4	月			街頭キャンペーン(西伊豆町) 11:00～12:00		
5	火			街頭キャンペーン(下田市) 15:00～16:00		
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火			暮らしに役立つ県民講座 13:30～15:00		
13	水			街頭キャンペーン(河津町) 11:00～12:00		
14	木					
15	金					
16	土					歴史・文化を活用した観光地域づくりシンポジウム 14:00～16:00 三島市民文化会館
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

Uターン カモスマが12月5日に出前講座を実施します！

～ 「賀茂地域で輝く大人」紹介事業「賀茂のカリスマ」(カモスマ)第3弾 ～

(賀茂地域局)

1 要 旨

賀茂地域で活躍している輝く大人を「賀茂のカリスマ」(カモスマ)として紹介・発信することにより、この地域の仕事や活躍できる場、ライフスタイル等を再認識してもらい、賀茂地域に住み続けたいと思えるきっかけ作りを行います。

この度、一番のターゲットである児童・生徒へカモスマの考えや経験を直接伝えることができる出前講座を下記のとおり実施する。

2 出前講座

学校における進路指導やキャリア教育等を目的として、出前講座を実施する。

日 時	令和5年12月5日(火) 14:35～15:25
場 所	熱川中学校(東伊豆町奈良本1296-3)体育館
対 象	全校生徒(74人) 教職員(14人)
内 容	看護師・介護支援専門員の立場、また居宅介護支援事業所の経営者の立場として、育児との両立なども踏まえながら「仕事」について講話を行う。
カモスマ	小池 美帆(敬称略)

学校での取材を御希望される場合は、事前に下記担当まで御連絡願います。

3 参考

(1) 第3弾で紹介する「賀茂のカリスマ」(カモスマ)

敬称略

	氏 名	会 社 名	市町名	公開日
1	土屋 尊司	民宿勝五郎	下田市	9/6
2	藤井 幸光、藤井 千代美(夫妻)	藤井わさび園	西伊豆町	9/13
3	御法川 輝雄	ワインとお肉料理 レストラン MINORIKAWA	下田市	9/20
4	板橋 隼平	株式会社 NEED U	下田市	9/27
5	渡辺 純平	農林水産物直売所 湯の花	南伊豆町	10/4
6	小池 美帆	居宅介護支援事業所 愛菜花	東伊豆町	10/11
7	矢島 彩香	おやつのお店 秘密のぬけあな	河津町	10/18
8	土屋 人	三余農園	松崎町	10/25

本事業の「第3弾」は、「Uターン」に焦点を当てて実施。賀茂地域の児童・生徒を対象に行った昨年度のアンケート結果を踏まえ、進学等で一度は地元を離れても、将来的に賀茂地域に帰ってきたいと思えるように、Uターンをして活躍している「カモスマ」の経緯やきっかけ、その結果実現できた夢や仕事等についての動画を配信。

(2) 動画配信

県公式YouTubeチャンネル(19ch 賀茂のカリスマ)で動画を配信中。併せて、効果的な広報を行うため、地元ケーブルテレビ各社等により地元住民への発信を行います。

担 当：地域課 福地
連絡先：0558-24-2204

賀茂地域で輝く大人紹介事業「賀茂のカリスマ」

カモスマ

地域に魅力を感じ、地域にこだわって活躍している大人を紹介



Uターン
カモスマ #1
民宿 勝五郎
土屋 尊司さん

Uターン
カモスマ #2
藤井わさび園
藤井幸光さん 千代美さん

Uターン
カモスマ #3
スペイン料理 MINORIKAWA
御法川輝雄さん

Uターン
カモスマ #4
NEED U
板橋隼平さん

Uターン
カモスマ #5
農林水産物産売所 湯の花
渡辺純平さん

Uターン
カモスマ #6
居宅介護支援
事業所 愛菜花
小池美帆さん

Uターン
カモスマ #7
おやつのお店
秘密のめけあな
矢島彩香さん

Uターン
カモスマ #8
三余農園
土屋 人さん

自分のやりたい仕事
を生き生きとしている

地域の資源に着目し、
これを活かした仕事をしている

令和5年11月22日

定例記者懇談会資料

賀茂キャンパス活用プログラム「静岡県立大学 社会人講座」第33回講座


(賀茂地域局)

(要旨)

「静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂地域1市5町の相互連携に関する協定」に基づき、賀茂キャンパスにおいて、静岡県立大学による「観光人材育成のための社会人講座」の第33回講座を令和5年12月15日(金)に実施する。

参加費は無料、毎月1回開講予定(単発の参加可)

(概要)

日時	第33回 令和5年12月15日(金) 13:30~15:00 毎月1回継続実施
会場	静岡県下田総合庁舎別館2階 賀茂キャンパス 別館1階玄関からお入りください。 駐車場台数に限りがあるため、公共交通機関の利用・車の乗り合わせに協力願います。
内容	講師：静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 経営情報学部 観光マネジメントメジャー 大久保あかね 教授 演題：「今こそ考えたい 観光地における旅館・ホテルの役割」
対象	県民(定員48人)
参加費	無料
申込	 QRコードからの申込、もしくは、 静岡県立大学ツーリズム研究センターのメール：trc@u-shizuoka-ken.ac.jp、 又はFAX：054-264-5476に氏名、所属、電話番号を記入の上、お申込みください。 定員に達した場合は、参加をお断りすることがあります。
問合先	賀茂地域局地域課 電話：0558-24-2204 主催：静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科附属ツーリズム研究センター 共催：静岡県賀茂地域局

担当：賀茂地域局地域課

連絡先：0558-24-2204

賀茂キャンパス 観光人材育成のための 社会人講座

主催：静岡県立大学ツーリズム研究センター
協賛：静岡県賀茂キャンパス活用推進委員会

2023年 第33回 (毎月1回開講します)
12月15日(金) 13:30-15:00

静岡県下田総合庁舎内賀茂キャンパス (下田市中531-1)

今こそ考えたい 観光地における旅館・ホテルの役割

講師：大久保あかね

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科
経営情報学部 観光マネジメントメジャー 教授

名古屋生まれ、奈良女子大学卒業後、㈱リクルート入社、
1994年に熱海に転居、じゃらんの観光担当を務めながら、
立教大学大学院観光学研究科で学位取得。
2006年から富士常葉大学等を経て、2019年より現職。



伊豆半島は、国内でも最大の「旅館」集積地です。「旅館」特に「温泉旅館」の果たす役割は、
単なる宿泊施設ではなく、日本文化を複合的に伝える貴重な観光体験を提供するステー
ジでもあります。インバウンド観光が復活しつつある中で、改めて日本旅館の
歴史を振り返り、これからの伊豆の旅館・ホテルの役割を一緒に考えてみませんか。

働きながら学べる最新の観光情報。広く観光関連事業に携
わっている方は是非ご試聴下さい。無料で参加できます。

メールもしくはQRコードから
お申込みください。

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科付属
ツーリズム研究センター

Mail: trc@u-shizuoka-ken.ac.jp



東アジア文化都市 2023 静岡県

Culture City of East Asia 2023 SHIZUOKA

令和5年度静岡県地域防災訓練の実施

(賀茂地域局)

1 目的

本県では、住民等が一体となった訓練を昭和58年度から実施しており、「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「県民の防災意識の高揚による減災の実現」を目的に、自主防災組織を主体とした地域防災訓練を毎年度実施している。

今年度は、南海トラフ地震等の大規模地震への対応、災害時を想定したヘリ着陸誘導訓練など、自分と家族の命は自ら守る「自助」、皆で助け合い支え合う「共助」を実践する訓練とすることで、地域防災力の一層の向上を図る。

2 統一実施日

令和5年12月3日(日)「地域防災の日」(12月の第1日曜日)

ただし、訓練の実施内容により、令和5年11月1日(水)～12月3日(日)間で実施主体の任意の日時となります。

3 訓練想定

各地域の特性に応じ、地震・津波・火山噴火災害のほか、風水害による被害等のリスクを踏まえた想定のもと訓練を実施する。

4 配慮事項

実施にあたっては、感染症防止に留意するとともに、施設等の管理者及び利用者の実情等を考慮のうえ、支障のない範囲で実施するものとする。

5 実施主体・協力機関等

実施主体 自主防災組織、地域内の事業所、消防団等

協力機関等 県、市町、静岡県警察、消防本部、自衛隊、海上保安庁等

6 賀茂地域の特徴のある訓練

別紙参照

7 訓練中止の決定

荒天等の場合は、住民の安全確保を最優先として、市町ごとの状況判断に基づき対応することとする。

担当：危機管理課

連絡先：0558-24-2004

賀茂管内における特徴のある訓練

実施日	時間	市町	会場	自主防災会名	参加予定人数 (中高生、避難行動要支援者、外国人等含む)	訓練内容(予定)
12月3日	9時00分 ～ 11時30分	下田市	各地区津波避難 場所 朝日小学校	吉佐美区	680人	【主な訓練内容】
						津波避難訓練 救護救助訓練 初期消火訓練 避難所設置訓練 炊き出し訓練
						【取材のポイント】
						自主防災会及び避難住民による避難所設置訓練（備品・資機材の操作確認） 保健師によるAED取扱い及び応急手当
						【問い合わせ】
下田市役所防災安全課 0558-36-4145						
12月3日	9時00分 ～ 11時30分	下田市	下大沢集荷所 下大沢ヘリポート	下大沢区	45人	【主な訓練内容】
						安否確認訓練 可搬ポンプ取扱い 炊出し訓練 ヘリ着陸誘導訓練
						【取材のポイント】
						災害時を想定した地元住民によるヘリ着陸誘導訓練（ヘリの実動有）。
						【問い合わせ】
下田市役所防災安全課 0558-36-4145						
12月3日	9時00分 ～ 10時00分	河津町	湯ヶ野公民館	湯ヶ野地区	50人	【主な訓練内容】
						看護協会による応急救護訓練
						【取材のポイント】
						看護師等による講話及び実技を行い、日用品を用いた応急救護を実演する。
						【問い合わせ】
河津町防災課 0558-34-1112						

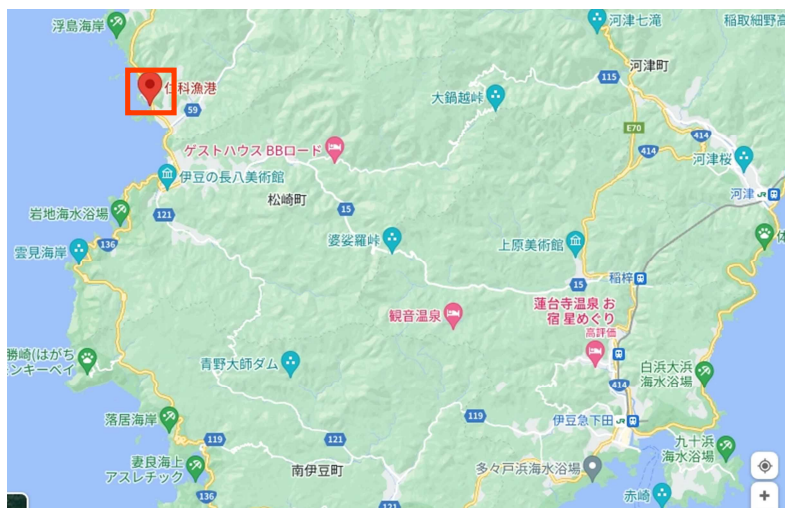
軽油引取税に係る自動車用燃料の路上抜取調査結果について

(下田財務事務所)

(要旨)

令和5年10月11日、全国47都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に路上抜取調査を実施した。下田財務事務所は、同日午後1時30分から午後3時00分まで、国道136号賀茂郡西伊豆町仁科地先(仁科漁港埋立地)において、自動車用燃料の路上抜取調査を実施し、走行中のディーゼル自動車を停車させ、燃料の採取・分析を行った。

項目		調査件数 (実施回数)	抜取本数	うち、クマリン反応が認められたもの	
				うち、クマリン反応が認められたもの	うち、その他の異常が認められたもの
静岡県	下田	1 件	6 本	0 本	0 本
	沼津	1 件	23 本	0 本	0 本
	静岡	1 件	20 本	0 本	0 本
	浜松	1 件	10 本	0 本	0 本
	計	4 件	59 本	0 本	0 本



(参考)

この調査は、不正軽油による脱税を防止し、併せて軽油引取税の適正な賦課徴収について理解を求めることを目的として実施する。

(根拠規定：地方税法第144条の11第1項第3号及び同条第3項)

担当：課税課課税第2班
連絡先：0558-24-2017

定例記者懇談会資料

マーガレットとローマカミツレの交配による世界初の雑種品種を育成 (伊豆農業研究センター)

1 概要

伊豆農業研究センターは、マーガレットとローマカミツレの交配に世界で初めて成功し、夏季に開花する鉢物用の新品种「ニューサマーステラ」を育成した。

2 目的

伊豆地域は、冬の温暖な気候から、特産の花としてマーガレットが栽培されている。マーガレットは主に10月から5月にかけて開花する植物で、暑さに弱い性質があり、これまで夏季に開花する品種はなかった。

伊豆農業研究センターは、暑さに強く、夏に開花する新品种を育成するため、マーガレットと夏咲きのローマカミツレ(別名:ローマンカモミール)を交配し、胚珠培養^{*1}の手法を用いることで、雑種品種「ニューサマーステラ」を育成した。

胚珠培養^{*1}:通常では種子が得られないような異種間の交配組合せでも、発達が停止する前の胚珠(種子になる部分)を摘出し、人工的に培養することで、健全な雑種の作出を可能にする技術。

3 「ニューサマーステラ」の特徴

- ・マーガレットとローマカミツレの交配で育成された世界初の雑種
- ・「新しく」誕生した「夏」に咲く品種で、夜空に浮かぶ「星」のようにたくさんの花を咲かせる。ヒュウガナツ(別名:ニューサマーオレンジ)のように地域に愛される品種になることを願って名づけられた
- ・白~薄桃色の花弁を有する一重咲きで、耐暑性が強く、これまでのマーガレットでは難しかった4~11月まで長期間開花する
- ・草丈が低いまま、横に広がるように生育するため、鉢物やグランドカバーとしての栽培に向く



ニューサマーステラ

4 今後の予定

- ・県と契約する県内の産地へ導入され、令和5年度中に出荷が開始される見込み
- ・暑さに強く、夏に咲く特徴を活かして、賀茂地域の花壇等への植栽も計画中

担当: 生育・加工技術科 勝岡
連絡先: 0557-95-2341

年末年始における道路工事の抑制について

(下田土木事務所)

(目的)

観光や帰省により、交通量が増加する年末年始において、渋滞の緩和や交通安全の確保のため、以下のとおり主要路線における道路工事の抑制を行う。

(概要)

1 工事抑制期間

令和5年12月23日(土) から 令和6年1月3日(水)まで (12日間)

2 工事の抑制内容

緊急工事を除き、原則として車線規制を伴う道路工事は実施しない。

3 抑制対象路線(別添図参照)

国道135号

国道136号(中島橋交差点から加納交差点の間、雲見太田川橋から宇久須深田交差点の間)

国道414号(下佐ヶ野交差点から箕作交差点の間と天城旧道区間を除く)

県道下佐ヶ野谷津線

県道下田石廊松崎線(日野交差点から新湊橋交差点の間)

県道熱川片瀬線

県道稲取港線

県道下田港線

県道蓮台寺本郷線

県道手石湊線

県道松崎港線

県道稲取停車場線

担 当 維持管理課
電話番号 0558-24-2118

< 参考 >

対象外の路線
国道 1 3 6 号 (中島橋交差点から加納交差点の間、雲見太田川橋から宇久須深田交差点の間を除く)
国道 4 1 4 号 (下佐ヶ野交差点から箕作交差点の間と天城旧道区間)
県道下田松崎線
県道下田石廊松崎線 (日野交差点から新湊橋交差点の間を除く)
県道須崎柿崎線
県道伊東西伊豆線
県道湯ヶ野松崎線
県道下田南伊豆線
県道南伊豆松崎線
県道波勝崎線
県道仁科峠宇久須線
県道河津下田線

年末年始における道路工事の抑制について(お知らせ)

下田土木事務所では、交通量が増大する年末年始の渋滞対策として、下記内容にて車線規制を伴う道路工事を抑制します。

道路利用者及び道路工事関係者の皆様につきましては、御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

<期間> 令和5年12月23日(土) ~ 令和6年1月3日(水)

<対象路線> (下記赤着色路線)

- ・国道 135号
- ・国道 136号(中島橋交差点から加納交差点の間
雲見太田川橋から宇久須深田交差点の間)
- ・国道 414号(下佐ヶ野交差点から箕作交差点の間と天城旧道区間を除く)
- ・県道 下佐ヶ野谷津線
- ・県道 下田石廊松崎線(日野交差点から新湊橋交差点の間)
- ・県道 熱川片瀬線
- ・県道 稲取港線
- ・県道 下田港線
- ・県道 蓮台寺本郷線
- ・県道 手石湊線
- ・県道 松崎港線
- ・県道 稲取停車場線



※なお、上記内容は天候及び緊急工事(占用工事を含む)などにより変更となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

問い合わせ先
〒415-0016 下田市中531-1
静岡県下田土木事務所
担当:維持管理課
連絡先:0558-24-2118

くらしに役立つ県民講座

(賀茂広域消費生活センター)

1 要 旨

近年、消費者が電子マネーやクレジットカードなど、キャッシュレス決済を利用する機会が増えている。

キャッシュレス決済はとても便利な一方で、お金を使っている感覚が薄れがちになって使いすぎてしまうことや、不正利用されるおそれがあるといったデメリットも存在する。

そこで、金融広報アドバイザーを講師に迎え、キャッシュレス決済の仕組みや利用する際の注意点、トラブルに巻き込まれないための対策などについて、講座を開催する。

2 日 時 令和5年12月12日(火)午後1時30分～午後3時00分

3 会 場 静岡県下田総合庁舎2階 賀茂キャンパス

4 内 容 講 演 大石美津子氏(金融広報アドバイザー)
「キャッシュレス時代の仕組みや注意点について」

5 対象者 一般県民、消費生活相談員、県民相談員、市町行政職員など

6 申込み 先着40名(電話・FAX・メール どの方法でも可。ちらし参照)

担当： 倉島

連絡先： 0558-24-2206

消費者被害防止月間 街頭キャンペーン

(賀茂広域消費生活センター)

1 要 旨

悪質事業者による消費者被害は、消費者の心の隙間につけ込む手口によるものが多く、特に、年末の慌ただしい時期は心のゆとりがなくなり、消費者被害に巻き込まれることが危惧される。

そのため、12月の「消費者被害防止月間」において、賀茂地域1市5町、当センター及び下田警察署が合同で、消費者被害防止のための街頭キャンペーンを実施し、消費者問題への関心を高めるとともに、困ったことがあれば早期に賀茂広域消費生活センターへ相談するよう呼びかけを行う。

静岡県では毎年12月を「消費者被害防止月間」として、各地でキャンペーンを実施し、消費者問題への関心を高めるとともに消費者被害の未然防止や拡大防止を図っている。

2 実施方法

賀茂広域消費生活センター職員、各市町職員、下田警察署職員が参加し、賀茂地域3カ所でキャンペーンを行う。

3 日時及び場所

日 時	場 所
12月4日(月) 11:00～	フードストアあおき西伊豆店
12月5日(火) 15:00～	マックスバリュ伊豆下田店
12月13日(水) 11:00～	マックスバリュエクスプレス河津店

4 内 容

啓発用ティッシュやチラシを配布して消費者被害防止の注意喚起を行う。

担当： 倉島

連絡先： 0558-24-2206